

佐倉市立青少年センターの管理及び運営に関する規則（平成20年3月27日規則第6号）

改正後	改正前
<p>(使用の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、指定管理者が定める期間に行うものとする。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、使用月の2月前から3日前まで（条例第8条ただし書の規定による使用においては、使用月の1月前から3日前まで）に行うものとする。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。</p>